

# 石川県公報

平成25年3月22日  
第12580号(金曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

訓 令		公 告	
○石川県文書例式の一部改正 (総務課)	1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	4
○石川県職員旅費取扱規程の一部改正 (人事課)	1	○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	5
○石川県紀尾井会館利用規程の廃止 (財政課)	2	○介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	5
告 示		○保安林の指定の解除 (森林管理課)	6
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名 (財政課)	2	○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課)	6
○石川県監査委員の選任 (同)	2	○景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	6
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2	○広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定 (同)	7
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	公 告	
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	3	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	7
○介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	3	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課)	8
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	4	○都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課)	8
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	4		

## 訓 令

### 石川県訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県文書例式(平成14年石川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第2契約文例1、契約文例2、契約文例9及び契約文例11中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

### 石川県訓令第2号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県職員旅費取扱規程(昭和29年石川県訓令甲第144号)の一部を次のように改正する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

第5条中「11十㍉」を「11十㍑」に改める。

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津タ字 61番地16地	有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津タ字 61番地16地	平成25年 1月1日
特定非営利活動法人 プアップ	白山市末広二丁目35番地	特定非営利活動法人 プアップ	白山市末広二丁目35番地	平成25年 3月1日

石川県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
金沢市大野町四丁目甲2番13
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

石川県告示第124号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

第34条第8項、第42条第3項及び第47条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

石川県告示第125号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、同項に規定する景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成25年3月24日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称  
山中温泉景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域  
次の図のとおり



## 石川県告示第126号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成25年石川県告示第125号（以下「告示」という。）により指定した山中温泉景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成25年3月24日からその効力を生ずるものとする。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

山中温泉景観保全型広告整備地区は、本県有数の温泉地である山中温泉の中心部に位置し、そぞろ歩きを誘う街並みの整備を目指して、官民連携した取組を行ってきた結果、伝統的風情を感じさせるとともに、溪谷の自然に溶け込む個性豊かな街並み景観を創出している。

この美しい街並み景観を保全し、後世に継承するため、広告物については自家用広告物のみとし、表示する場合には掲出量、色彩等の規制を行うこととする。

### 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

表示面積	5㎡以内とする。	
素 材	自然素材（布、木、銅、鋳鉄等）を使い建築物に同調したデザインとする。	
形 式	壁面より突出する形式（ブラケット）は極力使用しない（告示中山中温泉湯の出町の区域に限る。）。 色 彩	原色は避け、日本の伝統色（えんじ、金茶、藍、山吹、海老茶、うぐいす色等）の範囲とする。

## 石川県告示第127号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号、第13号及び第23号の規定により、広告物の表示等を禁止する区域等を次のとおり指定し、平成25年3月24日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
一般国道470号（能越自動車道七尾氷見道路）	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷2番8（七尾城山インター）から七尾市大泊町崎谷77番1（七尾大泊インター）まで	両側100メートル以内

### 2 条例別表第1の第23号の規定により指定する地域

平成25年石川県告示第125号により指定した山中温泉景観保全型広告整備地区の区域

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー押越店

野々市市押越1丁目199番地ほか18筆

### 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成24年11月13日